

〔翻訳〕

## 二一世紀犯罪学の展望（五）

新千年紀における刑事政策と犯罪学の挑戦

ロジャー・フッド 著

竹村 典良 訳

本稿では犯罪学と刑事政策の関係について探求する。犯罪学者の関心を惹起した刑法と実務における近年の展開に注意が向けられ、犯罪学の見解と研究結果が多数の犯罪学者が望んでいるほど刑事政策に影響を及ぼしていないのはなぜか、その理由のいくつかについて検討する。犯罪学者が彼らの主題について科学的正当性を立証することができなかったことについて、その責任の一端が犯罪学者にあることが示され、政治的影響を直接受けることのない科学研究を保障するために、犯罪学には独立の資金提供が必要であることを論じて締めくくられる。独立の犯罪学研究評議会 (Criminological Research Council) を各国に設立することが、新千年紀の展開とともに、犯罪学がより大きな正当性と影響力を持つ時代となることを望む犯罪学者の大使とすべきであろう。

広まりつつある隔たり

私のテーマは、犯罪学の起源、そして、私の考えでは、その将来にとって中心に位置付けられる主題である。それは、私たちイギリスや米国、北欧諸国、他の地域の仲間とまったく同様に、あなた方の会議において、あなた方を捕らえ関心を引いてきたテーマである。もちろん、私は犯罪学と刑事政策の関係について言及する。

刑事政策、とりわけ刑務所システムが危機状況にあることは、しばしば指摘されてきた。同様に、その結果、大学の専門分野としての犯罪学と刑事政策立案者の関係も、危機に直面していると言えるかもしれない。この危機は、その大部分が、過去十年間にわたる刑事政策における大部分の展開が、犯罪学的思想の影響を通じて、あるいは、犯罪の特徴、影響、動向、また、それに応答し、それを統制する方法の有効性に関する研究結果を応用することからではなく、人民主義の政治家の関心や一時的感情によって煽られたイデオロギー的政策的考慮から生じた、という事実から発生した。私は、四半世紀前にこの傾向について最初に書いたこと(Hood, 1974)、そして、その十年後にアメリカ犯罪学会とイギリス犯罪学会に向けたスピーチにおいてより強く警鐘を鳴らしたこと(Hood, 1987)を覚えている。犯罪学研究と刑事政策の隔たりが、今日ではさらにより深刻になったことは疑う余地がない。

イギリス、アメリカ、オーストラリアの犯罪学者は、声高に問題を訴え始めた。その代表的なものは、以下に示す David Dixon (1995) の声明である。すなわち、

「いずれの陣営に属する政治家も、犯罪と真摯に取り組むと主張するが、実際には、犯罪の恐怖を冷笑的に利用し、刑事司法システムの応答に対する非現実的な期待を抱くことよって、正反対のを行っている。犯罪学者がこの政治的無責任の螺旋的進行過程に介入することが緊急に必要とされている。・・・公共政策が適切に展開されなければならないならば、それは理論、原理、経験的研究に基づく必要がある。」

Kathy Daly (1995, p.6) も嘆き悲しんでいる。「ああ・・・犯罪学研究、理論と公共政策がほとんど交差していない。」

同様のことが指導的な北欧の犯罪学者によって指摘され (Bondeson, 1998)、『米国では』 Alfred Blumstein (1995, p. 68) が以下のように言明している。すなわち、

「刑罰と犯罪の関係に関する」政策論争の驚くべき特徴は、今日までに合理的により良く発展した犯罪学的知見を斟酌することに徹底して抵抗して来たことである。」

これは、David Garland (1996, p.460) が「拒絶の政策」(the politics of denial)と呼びて来たことの一面面であり、そこでは、たとえば、「犯罪は、厳格な量刑や新たな警察権力、拘禁刑の著しい多用に対してたやすく応答しないという証拠に直面しながら、」懲罰的政策が遂行される。これが提起する問題は、もちろん、なぜ「常識」や「民衆の懲罰性」(popular punitiveness) (今日、犯罪学者が称するような、 Bottoms, 1995) がかなり多数の国々で影響を及ぼすようになったのか、なぜ社会科学としての犯罪学が著しく無視されて来たのか、である。(これに関して、このレクチャーの後で、David Garland によって発表された洞察に富む論稿を参照されたい。)

犯罪学的知見と刑事政策、量刑と刑事制裁の賦課との隔たりは、いっそう広まりつつある危機状態にある。その原因の一部は、公衆からの活動の要求、そして今日では、犯罪問題を処理する活動の要求が、問題を、決定的な活動をしていることを示すことに失敗すれば政治的敵対者に不当に利用されるであろう、と政治家が理解するものに変えることにある。しかしながら、これはそれだけで唯一の理由とはなり得ない。なぜなら、病気の発生のように、健康が危機状態にある場合、政府がまず初めに向かうのは、世論ではなく、医療科学であるからである(もちろん、結局、世論は政策に対して決定的な影響力を及ぼすであろうが)。かくして、少なくとも部分的には、それは犯罪学が何を産み出すことができるかに関する政府の認識と何らかの関係がある。逆に、犯罪学が産み出すことができることは、入手可能な資源、そして、それが遂行しあるいは自由に遂行する科学的計画と何らかの関係がある。のみならず、それ

はまた、犯罪学者が、あなた方の同僚の Kathy Laster (1994) が意味ありげなフレーズ「関連性の誘惑」(the lure of relevance) と呼ぶことに、どのように応答するか、ということと何らかの関係がある。

言い換えるならば、犯罪学が刑事政策と実務に影響を及ぼす能力は、それが公共領域に集めることができる科学的正当性に根付いている。大学における駆け出し科目の資金提供において、約四〇年前には当然のことと思われた正当性(Butler, 1974, Radzinowicz, 1988, Finnane, 1998)。かくして、今日の私のレクチャーは、以下の諸点と関係する。すなわち、

- ・ 第一に、関心を呼び起こすようになった刑事政策に生じた主たる変化を概観すること。
  - ・ 第二に、犯罪学者が彼らの研究を刑事政策を立案する政治日程に結び付ける努力に応答してきた方法のいくつかについて塾考すること。
  - ・ 第三に、研究を支援する政府や他の機関が、どのようにして犯罪学的研究を形作ってきたのかを問うこと。
  - ・ 第四に、犯罪学研究のために、より科学的な独立性を申立てること、
- である。

## 現代の傾向

大部分の西側の国々における現代の刑罰状況は概略的に描写することができ、それはここにいる皆さんの熟知するところとなるであろう。それは Sir Leon Radzinowicz によって「リベラルな視点から」、「厳格な刑罰観」(A Grim Penal Outlook) としてすばらしい要約がなされている。彼の最新の著書『犯罪学における冒険』(Adventures in

Criminology) の最後から二番目の章によれば、

・ 刑務所人口、とりわけ、暴力、セックス、麻薬に関わる重大犯罪によって有罪判決を受けた被收容者が高い割合を占める長期刑受刑者が継続して膨張している。これによって、保安と秩序維持という新たな問題が生じているが、刑罰に服する人員と犯罪率の時間的推移および管轄区域間に明白な関係は見られない。不釣り合いに多数の少数民族が刑事施設に收容されていることには特に関心が引かれる。

・ 裁量が認められる量刑から、主としてより大きな一般抑止ならびに無害化(隔離)の効果があるという仮定に基づく「三振(イギリスでは二振)法」法("three (or in Britain two) strikes" laws) のような必要的「公式規格に従って解決法」(mandatory "formulaic solution") が採用されるさらに進んだ動きが見られた。

・ 少なくともイギリスにおいては、危険とみなされる人々のための「不定期刑」に対する新たな関心が生じている。最新の提案は、現行法では精神医学的に処遇することができない潜在的に暴力的な人々に対する保護手段として、予防拘禁を適用するというものである。そのような提案は、診断の正確さ、リスクの程度、手続的保障、人権という古くからある問題を再発する。

・ パロール・システムは、廃止、縮小、改変のいずれかがなされた。なぜなら、実際に、リスクを評価する裁判所が、将来の暴力的な犯罪を予測する能力、および、公衆の保護と高い割合の「誤った確実性」("false positives") に基づく不必要な拘禁との間の均衡・調和に対して、類似の問題を提起したからである。

・ 国家は独占していた刑事サービースに対する責任から手を引きつつある。これは、近年、Richard Harding (1996) によって包括的に論じられているテーマである。これによって「刑罰市場」("market for punishment") が創り出されることは免れないが、その影響について綿密なモニターと入念な研究がなされなければならない。

- ・プロベーション・サービスを、個別化された福祉志向的なサービスから、コミュニティにおいて犯罪者を監視し統制することを務めとするより組織化され中央集権化された組織へと変える、文書による十分に立証された動きがある。これによって、その執行とそれに引き続く刑務所人口に対する影響に関する多数の問題が生じる。
- ・なおいつそう著しいのは、犯罪者の行動を絶えず監視するための電子科学技術の発展と彼らの行動を追跡し統制するためにそのような手段が利用できるようになったことである。刑事装置 (Penal apparatus) が、以前は私的空間と考えられていた領域に侵入しているばかりでなく、CCTV (閉回路テレビジョン) を通じて、公共空間において怪しい行動をする人々ばかりでなく私たちすべての人々の行動を追跡することも当然にできるようになっている。
- ・特に危険と考えられる人々の行動を絶えず監視し統制するための手段が導入されつつある。イギリスでは、児童に対する性的暴行および一定の他の性犯罪によって有罪の判決を受けた者は、現在、警察の登録簿に記録される。実際において、彼らは一定の職業から締め出される「怪しい人々」(suspect population) である (雇用者が彼らを採用することは、まもなく、五年以下の拘禁刑が科される犯罪となる)。性暴力犯罪者は、裁判所によって科された拘禁刑の刑期を遙かに超える長期の監督を含む「拡張刑」(extended sentence) に服させられることもある。ここでもまた、個人の自由や人権に関わる重要な問題が生じている。
- ・少年司法システムが六〇年以上もの間基本として来た「福祉モデル」が部分的に廃棄されて来ている。「もはや容赦しない」(No More Excuses) という喚情的なスローガンによって報道されるイングランド・ウェールズ新少年司法制度 (Youth Justice System in England and Wales) は、青少年犯罪者とその家族の生活に著しく介入することによって、再犯を防止しようとしている。しかしながら、同時に、それは、少年に対する拘禁刑を維持し、十歳

の児童にまで対象を広げるであろう。労働党が三〇年前に廃棄しようとした政策。ますます多くの青年 (youth adults) が成人犯罪者として分類され処遇されている。

・「非犯罪化」のリベラルなプログラムが実行されるどころか、反対に、以前は「地獄出身の隣人」(neighbours from hell)を扱うインフォーマルな近隣統制の職分と考えられていた領域に、刑法が広まって来た。ここで私は、近年、イギリス労働党政府によって導入された新「反社会的行為取締命令」(Anti-social Behaviour Order)に言及しているが、その曖昧な定義ばかりでなく、それを実施するために用いることができる重い刑事制裁が痛烈な批判を浴びている。そして、日常生活の問題性を映し出す「ストーリーキング」のような新しい犯罪がある。

これらの展開が、「ポストモダン」として (Garland, 1992; Lucken, 1998; そして最近のものでは Pratt, 2000) の考えでは有益な概念ではない。あるいは「新刑罰学」(new penology) (Feeley and Simon, 1992)として最も良く理解できるかどうかについて、犯罪学者の仲間うちで議論が交わされて来た。その主張によれば、政府は再統合と社会復帰を通じて個々の犯罪者に何らかの効果的な影響を与えるよう努力するのを止めた。その代わりとして、システムが関心を寄せるのは、被疑者集団によって示されるリスクを制御し、犯罪者を「取り締めり」、システムによって処理された個人々の生活への影響によってではなく、良いマネージメント、リスクの回避、費用効果という内的基準によって成功を判断することである。しかしながら、これらの展開を、手に負えない再犯者や危険な諸個人を扱おうとする同様の古い問題への新しいテクノロジーの適用にすぎないと考える者もいる。

どちらが正しい診断であろうとも、国家がレジスタンス犯罪 (resistant criminality)との闘いに封じ込められているために、これらの手段が、多数の犯罪者にとっても、また、それらが予定していない普通の市民にとっても、著しい自由の喪失をもたらすことは避けられない、ということに多数の者が関心を示して来た。他方、有望な一面を見る

犯罪学者がいる。たとえば、Jock Young は、彼の最新の著書である『排他的社会』(The Exclusive Society, 1999) において、以下のように論じている (pp.196-199)。すなわち、

「・・・新しいテクノロジーには本質的に抑圧的なものは何もない。その可能性は、専ら、テクニクそれ自体よりも、政治的コンテクストによって決まる。実際に、公衆の自覚と警戒があれば、これらのテクニクはすべて長所に変えることができる。・・・それは政治的コンテクストと用いられる目的次第である。」

いづれにせよ、私の考えでは、刑罰システムが全体として犯罪を減少させるために効果的な役割を果たすことができることを示そうとするのをまったくあきらめた、と結論付けるのは間違っているであろう。「減少主義」(reductionism) はリスクを嫌忌する方策と相伴って進行する。実際に、イギリスでは、労働党政府は「犯罪減少戦略」(Crime Reduction Strategy) に専心している (Home Office, 1999)。その目標は、

「家族や青少年と共同して行なう犯罪防止のための作業、コミュニティにおける大量の犯罪との取組み、犯罪に対してより抵抗力のある製品とシステムの開発、そればかりでなく、より効果的な量刑の実践、再犯に陥らないことを確実にするための犯罪者との共同作業「もちろん、「再犯者がより少ないこと」は再犯に等しい。】」

イギリスの刑務所システム(そして、私はニュージールランドの刑務所システムについても思う)は、被收容者を「倉庫にぶち込む」無味乾燥な目的を振り払い、「自身の加害行為」と取り組むことを目指す「量刑計画」を受刑者が持つことを徐々に求める体制に向かいつつある、と主張するであろう。ノーフォーク島で Captain Alexander Maconochie に愛されたかつての累進制の陰影。

プロベーション・サービスに関する限り、新たに厳格な監督を重視することは、「何が機能するか原則」(What works principles) の下において、主として認知行動理論 (cognitive behavioral theory) に由来する治療的努力の復活と結



び付いてきた。プログラムは、衝動をコントロールし、彼らが犯罪に巻き込まれるように導いた「誤った選択」を回避する最善の方法を犯罪者に教えようと努める。そして、もちろん、John Braithwaite (1989) の再統合羞恥 (re-integrative shaming) 理論は、「リストラティブ・ジャスティス」運動に広範な影響を及ぼし、いくつかの刑罰的ならびに社会的目的、すなわち、犯罪の不承認と非難、被害者による意見表明と被害者への賠償、恥をかいた犯罪者のコミュニティへの再統合を調和させる有望な理論を提示した。確かに、リストラティブ・アプローチは、これまで主として青少年犯罪者を対象とするシステムという「ソフトな目的」に限られてきたが、これらの発展は、ニュージーランドにおける家族集団会議を含め (Morris, Maxwell and Roberson, 1993)、世界の他の地域に広範な影響を及ぼしてきた。それにもかかわらず、Braithwaite の考えは、批判を免れることができず、オーストラリアと他の地域において激しい議論を生み出してきた (Watts, 1996; Braithwaite, 1996)。おそらく、いかなる刑罰的「解決策」であろうとも、実践されることがあれば、原則の緊張 (たとえば、一般抑止、平等処遇および加害者と被害者の権利の対立に対する関心)、そして、適用と実践における緊張 (たとえば、Harry Blagg, 1997 の羞恥ドラマの差別と異文化間の適切性に対する関心) が見出されるであろう。歴史は明らかな教訓を私たちに与える。すなわち、刑事政策と実践が対立と緊張によって引き裂かれることは免れないのであり、リストラティブ・ジャスティスにいかなる魅力があるとしても、すべてを解決することは期待できない。それにもかかわらず、「リストラティブ・ジャスティス」が刑事的語彙 (penal vocabulary) の中に入り込んだこと、そして、この新しい動きが、犯罪学理論・概念・証拠を公共政策の展開に適用することによって成し遂げられることの傑出した一例であること、は誰も否定できない。

## 犯罪学者と公共政策

それでは、これまで犯罪学に期待されたことは何であつたのであろうか。犯罪学者は、彼らの理論や経験的に得られた知識(歴史研究を含む)は、「政策に関連す」べきである、あるいは、少なくとも、どのようにして犯罪に対するより正義に適つた公正で差別的でない効果的な刑罰的応答を成し遂げるかに関する議論に貢献することができるようであればならないという挑戦に対して、どのように応じて来たのであろうか。

もちろん、刑罰的応答は、これらの目的を、そしてきつと間違いなくこれらすべてを同時に、達成することはできないと反論してきた者がいる。実際に、エネルギーを社会統制スペクトラムの刑罰目的に集中させることは誤りであること、繰り返してはならない誤りであることがすでに明らかにされた。彼らは、犯罪は、近年、Pat Carlen と Rod Morgan (1999, pp.204-213) が述べたように、「市民と市民、市民と国家を結び付け」、他者を害するような方法で利益を得あるいは問題を解決しようとする誘因を減じることが出来るような社会経済改革によって、取り組まれなければならないと主張してきた。しかしながら、もちろん、これは著しい社会変容を必要とするであろう。さらに、Ken Pease (1998, Leslie Wilkins に従つて)のように、研究のための労力は、社会規範を破つた個人ではなく、社会統制のメカニズムに集中すべきであると説得力のある主張をする者もいる。私はこれらの考え方に共感する。そして、私は、「排他的」(exclusionary)刑事政策は犯罪性を強化し正当化することがあり得るとする見解に賛同する。しかしながら、私は、「犯罪と犯罪者は永久に私たちとともにあり続けるであろう」、そして、私たちは、刑事司法システムの支配の下に陥り続けるであろう多数の者のために、正義になつた効果的な刑事政策を最大限に成し遂げるために貢献するよう義務づけられている、とも考えている。

私が「学科で学んで」いた時、私は、初めはロンドン大学社会科学部の Hermann Mannheim の、次にはケンブリッジ大学の Leon Radzinowicz のそれぞれ学生であった。刑事政策の基本思想は Sir Leon が刑事司法に対する社会自由主義的アプローチと呼んだものであった (Radzinowicz, 1999, pp.111-131)。「刑罰改革」は、不定期刑、ソーシャルワーク、専門家の影響力、とりわけ精神医学、のような当時の進歩的な思想と結び付けられた。犯罪学は「合理的な進歩」のための証拠を提供する社会科学の学問であるという考え方は疑われなかった。実際に、有名な保守党政府による一九五九年の白書『変りつつある社会における刑罰の実践』(Penal Practice in a Changing Society)が、犯罪の原因に関する研究に基づいて、刑罰方法に関して根本的な再検討がなされることを期待していた。さらに、ここでは、「この領域では、科学技術の領域と同様に、調査研究が基本である」ことが示された。そして、イギリスにおける犯罪学研究所の設立に対する広範な支援を煽ったのはこの期待であった。同様に、Mark Finnane (1998, p.71) が私たちに思い出させたように、メルボルン犯罪学研究所の創設者である Sir John Barry と Norval Morris は「犯罪学を「犯罪と刑罰の重要な問題に関する、そしてより効果的で正義にかなった政策を提示する研究基盤を提供する」「基本的な科学的学問」と考えた。

もちろん、犯罪学的な研究結果だけが刑事政策に影響を及ぼすのではない。法的、道徳的、政治的、経済的、文化的考慮も役割を果たさなければならぬ。しかしながら、犯罪学的洞察や発見が将来的な政策の見込まれる効果や適否の検討において決定的な役割を果たすとする期待は、まったく非現実的で、誤った期待であろうか。おそらく、(上に述べた理由から)政治的に単純素朴で、私の考えでは、基本的に誤っていない。社会の最も永続的で主要な問題の一つに関する犯罪学的研究に利用できる資源のレベルを考慮するならば、非現実的であることが明らかになったけれども。このことは双方に何らかの幻滅をもたらすのを免れない。

回顧から始めよう。何が、この関係が実を結ぶであろう、いやそれどころか、犯罪学が刑事政策の基礎にとって必要条件となるであろう、という期待を損なうのであろうか。三つの要因が相互に影響し合ってきたように思われる。第一に、先に指摘したように、高い犯罪率に対する一般の人々の非寛容が大きくなって来ている。第二に、国家が犯罪者の地位に特権を与える「進歩的」で福祉的な手段を通じて犯罪を処理する能力に対する著しい信頼の喪失が見られた。このことが、第三に、大部分の犯罪学者のリベラルで人道主義的な熱望をここで現行システムに関わる熱望を持たないような急進的な人々は除いている。公衆の支持を気にかける石頭の「リアリスト」政治家から離れさせた。刑事司法システムが、公共サービスの提供に関わる多数の他の社会政策領域とまったく同様に、イギリスにおいて政治的論争の領域となったのは、わずかこの四半世紀の間である。もちろん、同様のことが多数の他の国々にも当てはまる。そのようなこと、すなわち、メディアが犯罪を描写する方法は、とりわけ、(イングランドにおける James Bulger 事件のような) センセーショナルな犯罪が報じられる時、公衆の論争に多大な影響を及ぼしてきた。そして、これまでこのことが政治家たちから真摯な抵抗を受けることはなかった。

要約して言うならば、今日、刑罰システムは犯罪学の実証研究のシンデレラである。そして、来る世紀における国際ビジネス詐欺やサイバー犯罪のように、犯罪に対する関心は個人的な被害よりもより広範で複雑な問題に移っている。それはより一層重要でなくなるであろう。政府の横領と取り組むための手段に関する Russell Smith の議論 (1999) によって説明されたように。

私は、とりわけ犯罪学的知識は社会統制の刑罰的あるいは抑圧的側面に関係するため、犯罪学者自身が犯罪学的知識に対する幻滅の増大に何らかの役割を果してきたかどうか疑念を抱き始めた。これは明らかにやっかいな疑問である。なぜなら、そのような知識と政策の懸隔は犯罪予防の領域ではまったく明らかではないと思われるからで

ある。実際に、「理性的犯罪者」(rational criminals)、「日常活動」(「有能な監視者」(capable guardians)に関する犯罪学的理論構築は、標的の硬化、街路照明、環境設計、予防的政策のいくらかの側面に関して、歓迎され役割を果して来た。同様に、犯罪被害者に関する研究のうねりとその結果として生じた勧告は、被害者のニーズと意見を考慮する政策に共感的に移されて来た。もちろん、両アプローチは常に調和するのではないが。英国の内務大臣が、移動不能化装置(immobiliser)を装備していない自動車の所有を犯罪とすることを検討していることを明らかにしたのは、つい先日のことである。すなわち、自動車盗難に会った場合、自動車の所有者は窃盗の被害者となるばかりでなく、適切な防止策を講じなかったことで拘禁されることもあり得るのである！

刑罰学に戻るならば、まず第一に、犯罪学者はこれまで刑罰システムとの掛かり合いについてあいまいな態度を示して来たことを認めなければならない。あなた方は、「もしかすると、根絶すべき最も堅牢な印象は犯罪学者が刑罰改革者であるということである」という Nigel Walker 教授の主張(1965, pp.1-11)を思い出すであろう。むしろ、彼あるいは彼女は、刑罰改革のキャンペーンが基礎とする主張のいくつかの真偽を明らかにすることに関心がある。実際、彼は、犯罪学者は死刑には抑止効果がないという主張を検証するかもしれないが、「死刑を非難しあるいは擁護することが彼の職務でないのは、選挙キャンペーンに参加することが政治学者の職務でないのと同じである」と述べまでもした。換言するならば、犯罪学的知識によってではなく、政策的、法的、道徳的熟慮によって、刑事政策の目的と領域が決定されるべきである。故 Richard Sparks と私は、三〇年前に出版された私たちの著書『犯罪学の基本問題』(Key Issues in Criminology, 1970) (細井洋子訳『犯罪学入門』平凡社・一九七二年)の序論において(pp.8-9)、同様に、社会科学としての犯罪学と政策活動の領域としての刑事政策との間に区別をつけようとした。私たちは犯罪学ができるであろう貢献の類型を明らかにしようとした。すなわち、

「犯罪学は、私たちの考えでは、「犯罪者の改善に関係する」ソーシャルワークの一種ではない。・・・刑罰システムの作用に関する公平なあるいは純粋に科学的な研究のためのたくさんの機会が存在する。・・・犯罪学ができないことは刑事政策の目的が何であるべきかを決定することである。・・・「しかしながら、」一定の目的があるとすれば、犯罪学者は研究によってそれらを達成するための最善の方法を発見しようとすることができる。」

そして、今日、私は、これらの目的が相互に矛盾衝突している領域を付け加えたい。

はるかにラディカルな見解を持つ者もいた。『新しい犯罪学』(The New Criminology)の著者たちは(Taylor, Walton, and Young, 1973, pp.278-282)彼らが「矯正主義」(correctionalism)と非難するものに関りを持つようにならないように、犯罪学者に警告した。なぜなら、犯罪者を変えようと企てることによって犯罪を処理することは、ラディカルな変革が必要な国家を支持する一つの方法であるからである。Stanley Cohen は、著しい賞賛を受けた彼の著書『社会統制のヴィジョン』(Visions of Social Control)において(1985, p.238)「助言」コンサルタントを務め、勧告し、決定を下すことは、まったく私たちの専門的な職務ではない」と主張した。この問題に関して、当時、とりわけ犯罪学はイデオロギー的で政治的な学派に著しく分裂していた。あなた方は、「リベラルな」犯罪学者は、邪悪な者をもてあそび、無辜の者をからかい、計算深い者を勇気づけた、という James Q. Wilson の辛辣な批判(1983, p.260)を思い出すであろう。もちろん、これに対する反応は、犯罪は社会変革が見込まれる何事かを期待するよりも、むしろ現在処理されなければならない問題であると認識する、いわゆる「左翼現実主義」(Left Realism)の展開であった。私の理解する限り、彼らは犯罪に対する処罰的応答には何も言及しなかったが(Lea and Young 1984, Kensey, Lea and Young 1986)。Peter Young は、以下のように、多数の犯罪学者が直面するシンポジウムをよく描写している(1992, p.427)。すなわち、

「以下のような願望があるかのようなのである。すなわち、犯罪学が達成するプロジェクトを取り入れると同時にその限界を示す、犯罪学に賛成でありながら反対でもある、犯罪統制のような必要な行動に携わることが望みながら(正当にも)その理念自体に疑いを持つている、「矯正主義」に反対でありながら依然として犯罪を統制し恣意の権力の行使に限界を画するために取られる正しい行動だけを見ようとする。」

もちろん、犯罪学は、理論の発展と上質の研究の遂行を通じて、行政的に決定された日程に束縛されないとしても、刑事司法と刑罰システムが運営される方法のための重要な問題を提起する義務を負っている。それは、Nils Christieが頻繁に主張して来たように、「問題を提起する」と同時に「問題を解決する」学問領域であり、そしてあるべきである。そうは言っても、それは科学者がすることである。犯罪学は、私の考えでは、その実務家によって現状を維持することが意図されることは決してなかった。たとえば、今日、私たちが犯罪学に関してどのような考え方を取ろうとも、イタリア実証学派は、Enrico Ferri(当時、社会主義者であったことを思い出すであろう)の指導の下で、刑法ならびに司法運営に関して一般に受け入れられていた基準に対して、当時にあつては大いにラディカルな代替策を提出した。もとより、犯罪学は、刑罰実務を変え、社会によって生み出される犯罪のレベルに影響を及ぼすことができるような知識を提供できると考えられた。

Mark Finnance (1998) が Sir John Barry のメルボルン犯罪学研究所 (the Melbourne Institute of Criminology) のための「ビジョンを守るために明らかにしたように」 Kit Carson と Pat O'Malley によって、国家机关のための大学を基礎とするサービスマンと嘲笑された、科学的探求のために期待された計画は、ラディカル、あるいは、少なくとも現状に挑戦的であると考えられた。それは、「拘禁刑、身体刑、死刑の広範な使用」に異議を唱え、「刑罰よりも犯罪予防を奨励した」。

実際に、考え方が変わりつつあるように思われる。Michael Foucault の考え方に従う人々の多数は、犯罪学は「近代の刑罰権力を正当化し拡張する」有用な知識を生み出すために理論的に飾りたてられたテクノロジにすぎないと非難して (Garland 1992, p.403 参照)、これは犯罪学が表象したことを曲解していることを認めた。実際に、それは、犯罪学者から、その大部分は (大部分の医療研究者が専門職に入るのとまったく同様に) もともと刑事司法システムの改善を目指してこの学問領域に入ったのであるが、刑事政策における批判的役割をすべて剝奪した。たとえば、Stanley Cohen (1994, p.104) は、あなた方の最近の会議の一つにおける講演の中で、「何も効果がないのならば、私たちの仕事は何であろうか」という多くを物語る問題を提起し、以下のように述べた。すなわち、

「現在は冷笑的な不可能主義の時代ではない。・・・私たちがその一つを見る時、進歩的なアイデアのための道徳的ガイドラインをすべて失ってはいない。」

「無効果」(Nothing Works) 学派による刑罰的著作が (大袈裟な期待に対する警戒という肯定的な側面にもかかわらず)、犯罪学者と政策立案者の双方に否定的で意気消沈させるような影響を及ぼしてきたことを認めなければならぬ。刑務所人口の減少を目差す犯罪学者によるロビー活動の多くは、犯罪率、有罪率、量刑実務、ロビー活動家が他の手段によって処理されることを望んだ刑務所人口の特質の間の関係に関する充分かつ注意深い分析に基づいていなかった。政策立案者を納得させることに失敗した。Frank Zimring と Gordon Hawkins による『拘禁のスケール』(The Scale of Imprisonment, 1991) に関する先駆的著作によって示された先導的研究について、系統的な追跡調査を試みた研究者はほとんどいない。

明らかに、多くの場合、イデオロギー的理由から、あるいは、主題に対するまったくの嫌悪から、犯罪学的努力のバランスを全体としてみるならば、処罰的政策と結び付いた困難な主題のいくつかと経験的に関わることに対す



る著しい抵抗があった。ここでは、私は、一般抑止のことを考えているが、(Zimring and Hawkins(1973) 'Beyleveld (1979) ほかによってなされた概念の説明にも関らず)、この主題に関する最近のケンブリッジの批評(Hirsch et al., 1999) が論証したように、研究の努力とデータはあきれるほど乏しく、大部分は反復されず、しばしば疑わしい。証明の問題は膨大であることを認めなければならぬ。しかしながら、明らかに過度に単純化した畳句「刑事制裁には抑止力がない」は私はこれをつい先ごろ著名な教授から聞いたを呪文のように復唱するよりも、むしろ、より多くの努力と想像力がより良い研究計画を創案するためにつき込まれることが必要である。

同様のことは、リスクの判断と重大被害が生じる可能性の予測の正確さに大部分当てはまる。ここでは、犯罪者との関連においてよりも精神上の健康の領域において、著しい進歩が見られた。もちろん、いくらかの興味深い発見がある。私たちは、重大な暴力で有罪判決を宣告されるようなまねな出来事を予測することが困難であること、高いリスクがあると予測された者がそのリスクを現実化するよりも予測が誤っていることが多いこと、重大犯罪の大部分がその可能性が低いと予測された人々によって犯されていること、を知っている。しかしながら、リスクが重要になっていること、および、犯罪学者が「リスク社会」に生きていることを認めていることから、大きな知識の統一体がこの主題に関してなお構築されなければならないことは注目すべきことである。たとえば、英国経済社会研究評議会(British Economic and Social Research Council) の基金による近年の大規模な暴力犯罪に関する研究案(Research Initiative on Violent Crime) の計画には、そのための余地は何ら見出すことができない。

民営化のような他の主題もある。ここでは、(いくつかの顕著な例外があるものの)、経験的比較研究に本気で取り組むことに対する一般的抵抗があった。その代りとして、批評家は、再び David Garland (1996, p.6) を引用するならば、「領域とその影響力がまったく別様に構成された時代に由来するイデオロギー的立場の教義的復唱」に頼ってき

た。

その上、方法論の問題がある。私は、方法に流行があるということ、それぞれが何らかの問題にとつてあるいは何らかの状況においてより適切であり得る、あまりにしばしば、方法論が、いくつかの競争的なアプローチの一つであるというよりは、むしろ、神聖で犯すことができないものと看做された、と「ふく」こと、Leon Radzinowicz (1999, p. 450) と同じ考えである。

もちろん、米国には多数の洗練された定量研究があるが、他の場所では、多数の犯罪学者が「反数値組」(the anti-numbers brigade)に加わつて来た。彼らは、犯罪をそのどのような定義あるいは形態においても計算することができない実在と考え、あるいは、「数値演算」(number-crunching)を社会的に構成され構築された犯罪現象を理解するのあまりに単純化しすぎるアプローチであるとして単純に非難する。彼らは堅固な「反実証主義者」(anti-positivist) (科学的方法を十ばひとからげに拒絶することを表示するというよりも、むしろ、酷評するために用いられる表現)であり、感情、行動、関係者によつてそれらの行動に付与された「意味」を「定性的に」評価することだけが正当である、と主張する。それにもかかわらず、そのような研究が、政策や実務の変更を検討する前に、標本に関して「確実で」、検証可能で、反復的な観測をすることができるときの基礎を求めると人々を納得させられるような証拠を常に提供してきたのではないことを認識しなければならない。疫学的研究が喫煙と肺癌の関係を証明することに及ぼした影響を考えよ。喫煙者が彼らの習慣についてどのように感じ、あるいは、健康への影響をどのように見るかに関する「鑑識的な説明」(appreciative account)によつてでは、ほとんど証明することはできなかったであろう。

犯罪学的研究は、とりわけ、「議論を構築し・・・モラル・ラインを前進させ、多数の「まさにそのように」描写された例をもつて支持することによつて」、「転向者を説教する」にすぎない、という非難を避けるよう努めなければな

らない (Travers, 1997)。大学の研究者自身が、概念的あるいは方法論的に不適切であり、論拠薄弱な結果しか生み出さないという理由からというよりは、むしろ、彼らのイデオロギー的立場あるいは政策的志向に挑戦的であるという理由から、時々、研究を批判することも事実である。Carolyn Hoyle (1998) による「メスティック・バイオレンスの取締りに関する徹底的な研究結果は、たとえば、その方法論の信頼性に基ついてというよりは、むしろ、「アンチ・フェミニスト」であるという理由から、即座に攻撃を受けた。

社会科学のこれらの概念と「証明」の特質との間の緊張は、本誌に発表された、Elizabeth Stanke (1995) の研究方法としての制御された試験に対する攻撃、および、Larry Sherman (1995) によるこの方法の熱烈で辛辣な防御ほど良く記録されることはほとんどなかった。少し後に、同様の問題が、Trevor Bennett (1996) とその批評家である Ray Pawson と Nick Tilley (1994, 1996) によって、英国犯罪学雑誌 (British Journal of Criminology) において同じく力強く議論された。この論争の意味を理解しようとする政策立案者は、なぜそれほど熱くなり、なぜ Pawson と Tilley によって求められた「定性的で文脈的で過程的な情報」の収集が Bennett によって求められたよく構成された制御された試験の類型の特徴となることができなかったのか、また、逆もまた同様、不思議に思ったことであろう。私は、Paul Rock が、少し前に、イギリス犯罪学会 (the British Society of Criminology) での講演において、多数の犯罪学者と刑罰学者が、この領域における経験的研究から退き、あるいは、それに従事しないことを選んだという事実について論評したのを覚えている。刑罰学に関する文章を著す者の多数は、大家のいく人かを含め、公共政策の変化の背後にある影響くたたとえば、被害者の運動への社会学的説明のような関連学問の他の価値のある領域、「ジャスト・デザーツ」(just deserts) および「刑事コミュニケーション」(penal communications) 論争の法理学、刑罰学の社会学に注意を転じ、ディスコースと近代「刑罰性」の実践を形成する際の傾向をはっきりと描いた。そし

て、もちろん、私も時々して来たように、社会ならびに刑罰の歴史にも注意が向けられた。

このことが、間違いなく、刑罰学者の視野を広め、私たちが犯罪に対する社会的応答に影響を及ぼす社会的力や思想をより良く理解し、私たち自身の主題の展開について熟考するのに役立つ。しかしながら、もちろん、それは、これらの変化が犯罪性と刑事司法システムに及ぼした影響に関する経験的研究と協力して行かなければならない。私たちが学んで来たように、そのような研究が欠けるならば、これらの広範な概観と予測は人を誤らせることが明らかになるであろう。私たちは皆、「統制網の拡大」(net widening)、「紀律の分散」(dispersal of discipline)、「懲罰シティー」(punitive city)の予言に魅了されて来た。しかしながら、経験的分析はこれらの傾向の多くが刑罰実務の記述というよりも刑罰レトリックのより良い例であることを明らかにした。この刑罰実務は、実際は、理論が予言するよりもより複雑に変化して来た。

もちろん、研究者にとつて、社会分析家として行動し、歴史ならびに現代研究によつて刑事政策に内在する多くの根本的で不可避な葛藤とその社会的政治的变化との関連を明らかにすることは、研究者の正当かつ重要な役割である。しかしながら、経験的研究が欠けるならば、犯罪学が刑事政策・実務に影響を及ぼす力量が著しく減じられるであろう。

それゆえに、私はこの広範な学問領域の魅力とそれに与えられた地位が犯罪学をすることから注意を回避しないよう期待する。その学問領域は、Janet Chan (1995, p.28)によつて、刑事司法関連問題に関する「防衛可能で有用な知識」の統一体を生み出すことに関心を持つていることとしてうまく定義づけられた(強調は著者)。

類推は危険であるが、疫学的、臨床的、社会学的、実験的研究を通じて、新しい医療知識を探求し、あるいは、医療知識における変化が健康に及ぼす影響について研究するというよりも、まるで研究が医学と医療政策の歴史に集中

しているかのようなものである。そして、刑罰学においては、医学におけるとまったく同様に、研究の優先順位を決めるもの、その方向性、それにつき込まれる資源は、それが生み出す知識、および、この知識が示す政策から切り離すことはできない。

### 研究計画の決定

しかしながら、もちろん、彼らの主題が刑事政策に対して有するであろう関係に関する犯罪学者の見解はコインの一面にすぎない。研究に資金を供給する人々は、計画を立て、情報へのアクセスをコントロールし、提出書類を通して研究範囲を明示し、最終支払前に報告書を承認するますます多くの権限を彼らに集中して来た。彼らが奨励し、資金を供給する研究の大部分は「政策関連」であり、そして、このことは研究委員会・財団 (Research Councils and Foundations) にも当てはまるようになっていく。

その上、政府の資金供給による研究は政策関連の意味をいくぶん狭く定義づける傾向にあった。これは、その仕事の主として行政官「顧客」の手中にあり、研究に求められていることが、多くの場合、「管理上関連する」ことにすぎない、という理由による。通常提出される問題は、「どのように私たちのシステムが機能しているのか」である。そして、通常期待されている答えは、「サービスの提供において、より費用をかけずに効果を発揮させるために、どのように私たちがそれを改善することができるか」である。システムそれ自体が望ましくない結果を生み出すのを回避できないほど根本的にひび割れている(たとえば、少年刑務所)という答えは、「用語の射程外」(beyond the terms of reference)として定義から外されるであろう。

犯罪学は、その不快な用語を使うならば、商品化の危険に晒されている。それは、すなわち、制限された契約の下で、競争入札によってもたらされるいま一つのサービスである。(これに関して、Mark Israel, 2000 による近稿を参照されたい。)私は、犯罪学者が大きな問題のいくつかと取り組むことに気が進まない様子について語ったが、これらの主題が行政官の計画に載ることはほとんどなかったことも事実である。

大部分の犯罪学者は新しい刑事政策について強力的に肯定的な評価をするが、そして、現在、少なくとも私たちの国では、そうする機会が十分にある、政府資金による研究における私の長年にわたる経験によれば、資源がほとんど常に不十分で期間がしばしばあまりに短すぎる。計画の「パフォーマンス指標」(performance indicators)が高く、行政的スケジュールに合わせるために研究プログラムがしばしば切り詰められ、プロジェクトの価値が低下されてきている。たとえば、結果の検証と適切な追跡のための十分な時間が認められない。これは、とりわけ、研究プログラムが、政府の戦略が選挙に有利に働くような結果生むであろうような証拠を提供すると考えられる場合、事実としてありそうなことである。

多数の研究者、とりわけ、請負の研究者は、彼らの研究結果について熟考する時間をほとんど持つことなく、仕事から仕事へと迅速に移っていく。しばしば、一つの研究を終えた時、研究者の気持ちは、主題が全体として「終了」し、獲得された知識の上に建て増すというよりは先に進むべき時である、のようになると思われる。その上、将来における研究の請負の見込みが、より広範な知的で研究的な基準というよりは行政官によって定義づけられた研究の価値にかかろうであろうという事実は、研究のイニシヤティブと自由、そして、犯罪学的研究に引き付けられる人の質に、確かに影響を及ぼす。

大部分の科学において、証拠群が発見され、新たな仮説が現れ、検証されることによって、研究から研究へと移り、

一つの主題に関する長期研究プログラムに専心するということがあるであろう。悲しいかな、事実上、犯罪学にはこのようなことは何もない。

研究予算が、全体としての刑事司法と刑罰システムへの支出と比べ、犯罪が社会に与える損害の総額と比較する場合は言うまでもなく、きわめて少額に止まっているというのは、よく聞かれる不平であるが、真実である。内務省によって三年間にわたる研究に配分された二億五千万ポンドは、確かに、これまで私たちが使うことのできたものの中で最高の額である(保守党の前内務大臣は予算を削減し零にするおそれがあった。かくして、彼は「刑務所が機能している」という政策を確信していた)。しかしながら、期間は十分であろうか、また、供給資金は政府の犯罪減少戦略が犯罪率ならびに再犯率に影響を及ぼすかどうかを評価するのに十分であろうか。そして、犯罪が減少し、あるいは増加したとしたら、これらの変化をその戦略に帰することができるかどうかを知ることができるような十分な証拠を短期間に収集することができるであろうか。短期間では疑わしいが、この主題へ長期にわたって投資するならば、利益を生むであろう。かくして、米国の Blumstein 教授 (1995, p.72) は、全米司法研究所 (National Institute of Justice) における年間二千五百万ドルの支出を比べた。

「国民の最大の関心と思われる問題について、・・・保健衛生研究のための百十億ドルおよび歯科研究のための一億六千五百万ドルに対する。研究の努力が極めて少ないので、私たちが所期の目的に及ぼす影響を評価する能力がほとんどないプログラムに手を出し、ガリレオ以前のモードで刑事政策について議論することは何ら驚くことではない。」

同様のことが大部分オーストラリアにも当てはまるにちがいない。

結論として

それでは、犯罪現象に関する知識およびその統制と反作用の方法を手に入れようとする際に、政府や他の者によって始められなければならないとするならば、犯罪学はどのようにして極めて重要な科学的信憑性と正当性を回復することができるであろうか。科学的清廉性を確立し、そして、犯罪学が公の論争において重んじられるような知識領域として正しい主張をすることができるようになるためには、二つのことが生じなければならない。私たちは、犯罪学者として、科学的適格性を確立しなければならない。しかしながら、当局は問題に対する自身の貢献について認識しなければならない。

研究資金の主たる供給者としての国家は(それを奨励しようと思うであろう者と同様に)、新しい制度的構造を作り出さなければならない。犯罪学は(少なくとも公的資金の支出に対する責任と調和する限りにおいて、ということをつけ加えるが)「当局の包囲から制度的ならびに知的に守られて」いることが必要であるということ、私は常に Niis Christie (1981, p.110) に賛意を示して来た(Hood, 1987)。科学的研究は政府の組織の一部であるべきではない(Geis, 1994 参照)くそして、実際に、大部分の領域では、そうではない。政府による資金供給は、社会政策に関連する他の研究領域と同様に、研究コミュニティへの資源配分を決定する際に科学の進歩と公的有用性が重要視される独立の犯罪学研究協議会(Criminological Research Council)によって、取り扱われるべきである。このことは、私の考えでは、犯罪学的研究が二一世紀における犯罪とその統制の理解に積極的で重要な貢献をしようとするならば、必要不可欠である。新しい資源、政府との改善された関係、第一級の理論研究ならびに経験的調査を生み出す任務によって、犯罪学は新しい生命を与えられ、新千年紀に相応しい学問領域に変わることが出来るであろう。



## 謝辞

行われたものと(ほとんど)同じ形態で講演を公刊することを認めていただいたことに対して、編集者に謝意を表したい。私は最新のものにしようとは思わなかったが、参考文献を付し、本講演の後に公刊され、本稿で提起された関心のいくつかを扱う論文のいくつかを( )に入れて言及した。私は John Pratt の多数の助言に恩を受けている。

### 【参考文献】

- Bennett, T. (1996). What's new in Evaluation Research? A note on the Pawson and Tilley article. *British Journal of Criminology*, 36, 567-573.
- Beyleveld, D. (1979). Identifying, explaining and predicting deterrence. *British Journal of Criminology*, 19, 205-224.
- Blagg, H. (1997). A Just measure of shame? Aboriginal Youth and Conferencing in Australia, *British Journal of Criminology*, 37, 481-501 and J. Braithwaite (1997), "Conferencing and plurality": Reply to Blagg, *ibid.* 502-506.
- Blumstein, A. (1995). Editorial: Probing the connection between crime and punishment in the United States. *Criminal Behaviour and Mental Health*, 5, 67-72.
- Bondeson, U.V. (1998). Reflections on the interplay between criminological research and criminal policy. In H.J. Albrecht et al., (Eds.), *Internationale Perspektiven in Kriminologie und Strafrecht, Fests-*

*chrift fir Gintner Kaiser*, (pp.57-69). Berlin: Duncker and humboldt.

Bottoms, A.E. (1995). The philosophy and politics of punishment. In C. Clarkson and R. Morgan (Eds.), *The politics of sentencing reform*. Oxford: Clarendon Press.

Braithwaite, J. (1989). *Crime, shame and reintegration*. Cambridge: Cambridge University Press.

Braithwaite, J. (1996). Searching for epistemological plural criminology. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 29, 142-146.

Butler, L. (1974). The foundation of the Institute of Criminology in Cambridge. In R. Hood (Ed.), *Crime, criminology and public policy. Essays in honour of Sir Leon Radzinowicz*, (pp.1-10). London: Heinemann Educational Books.

Carlen, P., and Morgan, R. (Eds.), *Crime unlimited? Questions for the 21st century*. London: Macmillan.

Carson, K., and O'Malley, P. (1989). The institutional foundation of contemporary Australian criminology. *Australian and New Zealand Journal of Sociology*, 25, 333-355.

Chan, J. (1995). Systematically distorted communication? Criminological knowledge, media representation and public policy. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 28 (suppliment), 23-00.

Christie, N. (1971). Scandinavian criminology facing the 1970s. *Scandinavian Studies in Criminology*, 27, 121-149.

Christie, N. (1981). *Limits to pain*. Oslo: Universitetsforlaget.

Cohen, S. (1985). *Visions of social control*. Cambridge: Polity Press.

- Cohen, S. (1994). If nothing works, What is our work? *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 27, 104-107.
- Daly, K. (1995). Celebrated crime cases and the public's imagination: From bad press to bad policy? *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 28 (suppliment), 6-30.
- Dixon, D. (1995). Editorial: Crime, criminology and public policy. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 28, 1, and 28 (supplement), 1-5.
- Feeley, M. and Simon, J. (1994). Actuarial justice: The emerging new criminal law. In D. Nelken (Ed.), *The futures of criminology*, (pp.173-201). London: Sage.
- Finnane, M. (1998). Sir John Barry and the Melbourne Department of Criminology: Some other foundations of Australian criminology. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 31, 69-82.
- Garland, D. (1992). Criminological knowledge and its relation to power. Foucault's genealogy and criminology today. *British Journal of Criminology*, 32, 403-422.
- Garland, D. (1996). The limits of the sovereign state: Strategies of crime control in contemporary society. *British Journal of Criminology*, 36, 445-471.
- Garland, D. (1999). Editorial: Punishment and society today. *Punishment and Society*, 1, 5-10.
- Garland, D. (2000). The culture of high crime societies: Some preconditions of recent "Law and Order" policies. *British Journal of Criminology*, 40, 347-375.
- Geis, G. (1994). "This sort of thing isn't helpful": The dilemmas of the Australian Institute of Criminol-

ogy. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 27, 282-298.

Harding, R. (1996). *Private prisons and public accountability*. Basingham: Open University Press.

Home Office (1999). *The government's crime reduction strategy*. London: Home Office Communications Directorate: <http://www.homeoffice.gov.uk>

Hood, R. (1974). Criminology and penal change: A case study of the nature and impact of some recent advice to governments. In R. Hood (Ed.), *Crime, criminology and public policy: Essays in honour of Sir Leon Radzwinowicz*, (pp.375-417). London: Heinemann.

Hood, R. (1987). Some reflections on the role of criminology in public policy. *Criminal Law Review*, 527-538.

Hood, R., and Sparks, R.F. (1970). *Key issues in criminology*. London: Weidenfeld and Nicolson.

Hoyle, C. (1998). *Negotiating domestic violence: Police, criminal justice and victims*. Oxford: Oxford University Press.

Israel, M. (2000). The commercialisation of university-based criminological research in Australia. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 33, 1-20.

Kinsey, R., Lea, J., and Young, J. (1986). *Losing the fight against crime*. Oxford: Basil Blackwell.

Laster, K. (1994). The lure of relevance. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 27, 3-4.

Lea, J., and Young, J. (1984). *What is to be done about law and order?* Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books.

- Lucken, K. (1998). Contemporary penal trends. Modern or postmodern? *British Journal of Criminology*, 38, 106-123.
- Morris, A., Maxwell, G.M., and Robertson, J.P. (1993). Giving victims a voice: A New Zealand experiment. *The Howard Journal*, 32, 304-321.
- Pawson, R., and Tilly, N. (1994). What works in evaluation research? *British Journal of Criminology*, 34, 291-306.
- Pawson, R., and Tilly, N. (1996). What's crucial in evaluation research: A reply to Bennet. *British Journal of Criminology*, 36, 574-578.
- Pease, K. (1998). Crime, labour and the wisdom of Solomon. *Policy Studies*, 19, 255-265.
- Pratt, J. (2000). The return of the Wheelbarrow Man: Or the arrival of postmodern penalty? *British Journal of Criminology*, 40, 127-145.
- Radzinowicz, L. (1988). *The Cambridge Institute of Criminology: Its background and scope*. London: her Majesty's Stationery Office.
- Radzinowicz, L. (1999). *Adventures in criminology*. London: Routledge.
- Sherman, L.W. (1995). The truly conceived: Ex Cathedra doctrine and the policing of crime. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 28 (supplement), 45-51.
- Smith, R.G. (1999). Defrauding Governments in the Twentieth Century. *Trends and Issues in Crime and Criminal Justice*, 11, Canberra ACT: Australian Institute of Criminology.

- Stanko, E.A. (1995). Policing domestic violence: Dilemmas and contradictions. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 28 (supplement), 31-44.
- Stanko, E.A. (1995). A rejoinder [to Sherman] Only a boy's game. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 28 (supplement), 52-53.
- Taylor, I., Walton, P., and Young, J. (1973). *The new criminology*. London: Routledge and Kegan Paul.
- Traverse, M. (1997). Preaching to the converted? Improving the persuasiveness of criminal justice research. *British Journal of Criminology*, 37, 359-377.
- von Hirsch, A., Bottoms, A.E., Burney, E., and Wikström, P-O. (1999). *Crime deterrence and sentencing severity: An analysis of recent research*. Oxford: Hart Publishing.
- Walker, N.D. (1965). *Crime and punishment in Britain*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Watts, R. (1996). John Braithwaite and Crime, shame and reintegration: Some reflectionson theory and criminology. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 29, 121-146.
- Wilson, J.Q. (reved.) (1983). *Thinking about crime*. New York: Basic Books.
- Young, J. (1999). *The exclusive society. Social exclusion, crime and difference in late modernity*. London: Sage.
- Young, P. (1992). The importance of utopias in criminological thinking. *British Journal of Criminology*, 32, 423-437.
- Zimring, F.E., and Hawkins, G. (1973). *Deterrence: The legal threat in crime control*. Chicago Illinois: Uni-

University of Chicago Press.

Zimring, F.E., and Hawkins, G. (1991). *The scale of imprisonment*. Chicago Illinois: University of Chicago Press.

訳者あとがき

本稿は、一九九九年九月二七日から三〇日にオーストラリアのパーズで開催された第一四回オーストラリア・ニュージーランド犯罪学会年次会議のプレナリー・セッションにおける基調講演に加筆され、オーストラリア・ニュージーランド犯罪学雑誌三四巻一号(二〇〇一年)(*The Australian and New Zealand Journal of Criminology*, Vol.34 No.1, 2001)に発表された原稿(Penal Policy and Criminological Challenges in the New Millennium)を翻訳したものである。著者の Roger Hood 教授博士は世界的に著名な犯罪学者であり、現在、オックスフォード大学犯罪学教授の職にあり、同大学犯罪学研究センター(Centre for Criminological Research, University of Oxford)のセンター長を務めている。先に指摘したオーストラリア・ニュージーランド犯罪学会年次会議における基調講演「新千年紀における刑事政策と犯罪学の挑戦」がたいそう興味深い内容であったので、翻訳の意思を申し出たところ、ご快諾いただき、また、オーストラリア・ニュージーランド犯罪学雑誌の編集者を務める John Pratt 教授博士(ウェリントン・ヴィクトリア大学)のご許可を得て、ここに訳出する次第である。翻訳をご快諾いただいた Roger Hood 教授博士ならびに John Pratt 教授博士に謝意を表したい。

(たけむら のりよし・本学法学部助教授)